

協議第26号

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年7月16日

日置合併協議会  
会長 宮路 高光

慣行の取扱いについて

- (1) 市章は、新市において、新たに定める。
- (2) 市民歌、市民憲章、市木、市花、都市宣言等については、新市において調整する。

日 置 合 併 協 議 会 の 調 整 内 容

協 定 項 目	慣行の取扱い	関 係 項 目	
調 整 の 内 容	<p>(1) 市章は、新市において、新たに定める。</p> <p>(2) 市民歌、市民憲章、市木、市花、都市宣言等については、新市において調整する。</p>		
<p><b>市町村章</b>            新市町村のシンボルとなるものであることから、できるだけ早く統一することが適当です。ただし、旧市町村の市町村章が当該地域において愛着が深いものである場合には、何らかの方法でこれを伝承することも考えられます。</p> <p>【例】  <b>潮来市</b>            当面、潮来町の町章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに町章を制定することとした。</p> <p><b>西東京市</b>            市章については新市において調整することとした。</p> <p><b>市町村の花、木、鳥、歌</b>            新市町村のシンボルとなるものであることから、できるだけ早く統一することが適当です。ただし、旧市町村の花、木、鳥、歌等が当該地域において愛着が深いものである場合には、何らかの方法でこれを伝承することも考えられます。</p> <p>【例】  <b>あきる野市</b>            新市において新たに定めるものとされ、合併後公募によって決定された。</p> <p><b>新潟市</b>            新潟市の制度に統一。ただし、黒崎町の町民歌については黒埼地区の愛唱歌として、黒崎町の木については黒埼地区の推奨の木として、それぞれ伝承していくこととした。</p> <p><b>西東京市</b>            新市において調整することとした。</p> <p><b>潮来市</b>            当面、潮来町の花・木・鳥を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに町の花・木・鳥を制定することとした。</p> <p><b>市町村の憲章、宣言、表彰</b>            新市町村の基本姿勢となるものであることから、できるだけ早く統一することが適当です。ただし、旧市町村の憲章、宣言が当該地域において愛着が深いものである場合には、何らかの方法でこれを伝承することも考えられます。</p> <p>【例】  <b>新潟市</b>            新潟市の制度に統一。ただし、黒崎町民憲章は黒埼地区の憲章として承継していくこととした。</p> <p><b>潮来市</b>            当面、潮来町の町民憲章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに町民憲章を制定することとした。</p> <p><b>西東京市</b>            市民憲章、高齢者宣言及び都市宣言については新市において調整することとした。</p> <p><b>篠山市</b>            宣言及び表彰については新市において調整することとした。</p> <p><b>さいたま市</b>            名誉市民、市民榮譽賞、文化賞及び市政功労賞については新市において継続することとした。</p>			

日置合併協議会の調整内容

協定項目	慣行の取扱い						関係項目	
調整の内容								
区分	各町の状態						備考	
	市来町	東市来町	伊集院町	日吉町	吹上町	金峰町		
町章	(1)形状  (2)制定日 昭和35年10月1日 (3)説明 「市」と「来」の文字を鳥が飛んでいる形に図案化し、まるみは「和合」、羽根は「発展」を意味し、町民の和合と町勢の興隆が象徴されている。	(1)形状  (2)制定日 昭和42年7月 (3)説明 東市来町の「ひ」を図案化したもので、円は町民の和を、翼は飛躍を意味し、上部の扇面は東市来の「いち」とすえ広がり姿を表わし、町勢の発展を象徴している。	(1)形状  (2)制定日 昭和41年9月 (3)説明 伊集院町の頭文字を図案化したもので、円形は町民の団結と平和を意味し、全体の感覚を飛鳥に型どり、町政の飛躍発展性を象徴したものです。	(1)形状  (2)制定日 昭和40年4月 (3)説明 上部は、つばさと日置瓦を表し、下部は和合を示し、総体を「ひよし」の「ひ」で表現し、町の平和と発展を象徴している。	(1)形状  (2)制定日 昭和30年9月 (3)説明 吹上を代表する「浜」を地勢的に象徴。中央は片仮名「フ」を飛しょうする鳥に擬し、総体的に地勢、円満、躍進を表している。	(1)形状  (2)制定日 昭和34年12月5日 (3)説明 町のシンボル「金峰山」の山容を中心に「金」の字で丸くかたどり、平和・円満・発展を表している。		
町旗	(1)形状  (2)形式・説明 慣例として町章を旗として使用 地色：白色 町章：濃紺	(1)形状  (2)形式・説明 慣例として町章を旗として使用 地色：白 町章：黒	(1)形状  (2)形式・説明 町章を旗として使用 地色：エンジ色 町章：白色 旗（縦、横）は国旗基準に準ずる。	(1)形状  (2)形式・説明 慣例として町章を旗として使用 地色：エンジ色 町章：白色	(1)形状  (2)形式・説明 慣例として町章を旗として使用 地色：緑色 町章：白色	(1)形状  (3)形式・説明 慣例として町章を町旗として使用 地色：えんじ色 町章、町名：白色 縦88cm×横131cm		
シンボルマーク	(1)形状 なし	(1)形状 	(1)形状 	(1)形状 なし	(1)形状 なし	(1)形状 なし		
	(2)形式・説明 なし	(2)形式・説明 吹上浜に上陸し、産卵するウミガメを採用	(2)形式・説明 伊集院町の美しい自然の豊かさや、清らかな川の流れを、「緑」と「水」に、伊集院の頭文字「い」をモチーフにしたデザインで、未来に向けて躍進する、伊集院町の姿を表現しています。（平成8年11月制定）	(2)形式・説明 なし	(2)形式・説明 なし	(2)形式・説明 なし	(2)形式・説明 なし	

区 分	各 町 の 現 状						備 考
	市 来 町	東 市 来 町	伊 集 院 町	日 吉 町	吹 上 町	金 峰 町	
町の花	(1)名称 つつじ (2)指定日 昭和55年11月	(1)名称 カンナ (2)指定日 昭和45年 5月	(1)名称 うめ (2)指定日 昭和53年10月	(1)名称 ツツジ (2)指定日 昭和46年 4月	(1)名称 ツツジ (2)指定日 昭和46年 3月	(1)名称 百日紅 (2)指定日 昭和61年 9月	
町の木	(1)名称 くろがねもち (2)指定日 昭和55年11月	(1)名称 サザンカ (2)指定日 昭和45年 5月	(1)名称 いす (2)指定日 昭和53年10月	(1)名称 つばき (2)指定日 昭和46年 4月	(1)名称 サザンカ (2)指定日 昭和46年 3月	(1)名称 キンモクセイ (2)指定日 昭和51年3月30日	
町の鳥	(1)名称  (2)指定日	(1)名称  (2)指定日	(1)名称  (2)指定日	(1)名称  (2)指定日	(1)名称  (2)指定日	(1)名称  (2)指定日	
町の歌	(1)題名 市来町民歌 (2)制定日 平成 2年	(1)題名 町民歌 (2)制定日 昭和 5年 5月	(1)題名 伊集院町民歌 (2)制定日 昭和41年 9月	(1)題名 日吉町民歌 (2)制定日 昭和40年 4月	(1)題名  (2)制定日	(1)題名 金峰町民歌 (2)制定日 昭和45年 8月	
	(1)題名 いちき音頭 (2)制定日 平成 2年	(1)題名 湯之元温泉音頭 (2)制定日 不 明	(1)題名 伊集院音頭 (2)制定日 昭和55年12月	(1)題名 日吉音頭 (2)制定日 昭和52年 7月	(1)題名 吹上音頭 (2)制定日 昭和45年 7月	(1)題名 金峰音頭 (2)制定日 昭和45年 8月	
	(1)題名  (2)制定日	(1)題名  (2)制定日	(1)題名  (2)制定日	(1)題名  (2)制定日	(1)題名 吹上夢慕情 (2)制定日 平成 7年 4月	(1)題名  (2)制定日	
都市宣言等	(1)設定日 平成 4年12月18日 (2)宣言名称 環境宣言	(1)設定日  (2)宣言名称	(1)設定日 平成 8年 3月25日 (2)宣言名称 平和都市宣言	(1)設定日  (2)宣言名称	(1)設定日 平成14年 9月27日 (2)宣言名称 非核・平和自治体宣言	(1)設定日 昭和63年12月27日 (2)宣言名称 非核町宣言	
	(1)設定日 平成 7年12月21日 (2)宣言名称 非核自治体宣言	(1)設定日  (2)宣言名称	(1)設定日 平成10年 6月 8日 (2)宣言名称 人権尊重の町宣言	(1)設定日  (2)宣言名称	(1)設定日  (2)宣言名称	(1)設定日  (2)宣言名称	
町民憲章	(1)制定日 昭和55年11月 (2)内容 わたくしたちは、清らかな自然やうるわしい人情風俗にはぐまれたことを誇りにし、常に心を合わせて楽しい家庭と住み良い郷土を築くため、この憲章を定め — 先人に学び進取の気に富む若者を育てる町をつくりましょう。 — 大いに産業をおこし豊かに伸びゆく町をつくりましょう。 — 文化に心を寄せ、調和のとれた美しい町をつくりましょう。 — スポーツに親しみはつらつとした明るい町をつくりましょう。 — 人を敬い愛と感謝に満ちたあたたかい町をつくりましょう。	(1)制定日 昭和58年 3月 (2)内容 わたくしたちは、東市来町民としての誇りと自覚をもち、この憲章を定め — 互いに敬い助け合い明るいまちをつくり — 元気に働き楽しく平和なまちをつくり — 教養を深め文化の香り高いまちをつくり — 恵まれた自然を愛し美しいまちをつくり	(1)制定日 昭和53年10月 (2)内容 自然と歴史の伝統を誇りとしてわたくしたちはゆたかなすこやかなけだかい心と環境をめざしあすの文化を創造する風格ある教育の町をつくり	(1)制定日 昭和52年 3月 (2)内容 美しい自然と温かい人情につつまれた私たち日吉町民は、活気みなぎる豊かで住みよい町をつくるため、進んで次のことに努力します。 — 教育に力を入れて伸びゆく町をつくり — スポーツに親しみ、心身を鍛えて健康な町をつくり — 郷土の自然と伝統を愛し美しい町をつくり — お互いに協力し合い、親切で住みよい町をつくり — 仕事に励み、楽しい過程と豊かな町をつくり	(1)制定日 昭和45年12月26日 (2)内容 — 健康で楽しく働き豊かな町をつくり — 美しい郷土を愛しきれいな町をつくり — 教育をすすめ、日に新たな文化の町をつくり — きまりを守り、力をあわせて平和な町をつくり — 正しく強い子どもを育て楽しい家庭をきずきます。	(1)制定日 昭和61年9月30日 (2)内容 みどり濃く水清らかにいにしへの史にもかおるふるさと金峰誇りもち 力あわせて豊かなまちをつくりあげよう — 健康で仕事に励み明るい家庭を築きます — 若い力を育てたくましい未来を拓きます — 生涯学び合い高い知性を磨きます — 伝統を尊びゆかしい文化を育てます — 土と緑を愛しうるわしい自然を守ります	

## 日 置 合 併 協 議 会 の 調 整 内 容

協 定 項 目	慣行の取扱い	関 係 項 目	
調 整 の 内 容			
【先進地事例】			
市 名	調 整 方 針		
さいたま市 (H13.5.1)	1 市章・市の木・市の花等の象徴的事項については、新市において検討するものとする。ただし、市のおどりについては現行のとおりとする。 2 市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。		
東東京市 (H13.1.21)	1 市章は、新市において、調整する。 2 市の木、花、鳥は、新市において調整する。 3 市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において、調整する。		
篠山市 (H13.5.1)	1 市章、市民憲章、市木、市花及び市歌については、新市において新たに定めるものとする。 2 宣言及び表彰については、新市において調整するものとする。		
あきる野市 (H7.9.1)	1 市章は、新市において、新たに定めるものとする。 2 市の木、花、鳥は、新市において新たに定めるものとする。		
安芸高田市 (H16.3.1)	( 1 ) 市章，市旗，表彰制度については，新市において早期に制定する。 ( 2 ) 市民憲章，市木，市花，都市宣言等については，新市において検討する。		
発足予定	( 3 ) 年中行事については，当面原則現行のとおりとする。ただし，補助金等については新市において調整する。		